

議案第十六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第九条第二項中「三百円」を「五百円」に改める。

第十三条第二項第一号及び第二号中「千円」を「二千五百円」に改める。

第十四条第二項中「三百円」を「五百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条第二項第一号及び第二号の改正規定は、昭和四十七年七月一日から施行する。